

住所変更の手引き

住所変更予定日

令和 8 年11月21日(土)

〔 目 次 〕

- 【1】 換地処分に伴う住所変更について … P. 1
- 【2】 主な住所変更手続き … P. 3
- 【3】 土地・建物の不動産登記手續について … P. 9
- 【4】 その他のお知らせ … P. 11

鴻巣市 都市建設部 市街地整備課

広田中央特定土地区画整理事務所

【1】換地処分に伴う住所変更について

広田中央特定土地区画整理事業は、令和 8 年 11 月 20 日(金)に換地処分の公告を予定しており、この翌日から地区内の町名・地番等が変更となります。

このことに伴い、住所や本籍、法人等の所在地、土地・建物の表し方が変更となりますので、みなさまに変更手続を行っていただく必要がある代表的なものをご案内いたします。

ご自身の該当する項目をご確認いただき、住所変更の手引きとしてご活用ください。

なお、この手引きに記載されていること以外にも住所変更の手続きが必要な場合がありますので、ご自身で各関係機関にご確認をしていただき手続きをお願いします。

住所の変更予定日について

令和 8 年 11 月 21 日（土）から新しい町名・地番等になります。

住所変更の各手続きは、変更日（令和 8 年 11 月 21 日）以降に行ってください。

新しい住所等の表し方

令和 8 年 11 月 21 日（土）以降は新町名・地番 の『広田中央○丁目□番地△』で住所を表します。新住所については、同封した「住所の変更について（お知らせ）」をご確認ください。

また、**新町名になるため郵便番号も新しくなります。**

変更前		変更後
鴻巣市 赤城 ●●●番地● 鴻巣市 北根 ●●●番地● 鴻巣市 広田 ●●●番地●	⇒⇒	〒365-0006 鴻巣市 ひろ だちゅうおう 広田中央一丁目 ○番地○ または ひろ だちゅうおう 広田中央二丁目 ○番地○

★住所変更の周知にご協力ください★

土地区画整理事業地内に貸店舗、アパート、共同住宅等をお持ちの方は、変更後の住所を関係する方へお伝えください。

今回お届けしたもの

お届けしたもの	説明	
住所変更の手引き	この冊子です。	
住所の変更について（お知らせ）	新しい住所を記載しています。 なお、この「住所の変更について（お知らせ）」は町名地番変更等手続きに関する証明書としては使用できませんのでご注意ください。	市民課からのお知らせです。 別封筒にあわせて入っていますのでご確認ください。
マイナンバーカードの住所変更について	マイナンバーカードに関するお知らせです。	

※本籍の表示が変更となる方には、「本籍の変更について（お知らせ）」を別に通知しています。

令和 8 年 11 月 24 日（火）以降にお届けするもの

お届けするもの	説明
住所変更証明書 （1 世帯あたり 10 通）	新しい住所を証明するものです。 住所変更の手続の際、証明書として使用できます。 不足した時は、11 月 24 日（火）以降に市役所市民課・吹上支所市民グループ・川里支所地域グループで証明書を無料で交付します。（交付には本人確認書類が必要です）
本籍の変更について（お知らせ） 本籍変更証明書 （1 人あたり 2 通）	新しい本籍をお知らせするものです。 ※本籍の表示が変更になった方にのみ通知されます。
住所変更のお知らせ用はがき	新しい住所をご親戚やお知り合い、取引先等にお知らせするためのもので、日本郵便㈱が提供する無料のはがきです。 ※ P.11 ページをご確認ください。

【2】 主な住所変更手続き

令和 8 年 11 月 21 日（土）以降に行う主な住所変更手続きの一覧です。該当する項目の手続きの有無をご確認ください。

なお、下記の一覧は全ての手続きを網羅しているわけではありませんのでご了承ください。

各手続きの詳細や必要書類については、手続き先・問い合わせ先にご確認ください。

本人以外が手続きする場合は委任状等が必要となる場合がありますので事前に手続き先へお問い合わせください。

住民登録、戸籍に関する手続き

✓	手続きするもの	手続き先・問い合わせ先	手続きの時期	必要書類
☐	マイナンバーカード	詳細は「マイナンバーカードの住所変更について」をご覧ください。		
☐	特別永住者証明書 在留カード	市民課 吹上支所市民グループ 川里支所地域グループ	期 限 は あ り ま せ ん。 希 望 者 に は 記 載 し ま す。	特別永住者証明書 在留カード
☐	特定特別永住者証明書 特定在留カード			特定特別永住者証 明書 特定在留カード
	住民票	市民課	手続きは不要です。 (印鑑登録証はそのまま利用できます。)	
	印鑑登録			
	戸籍簿			
	戸籍の附票			
	選挙人名簿	選挙管理委員会	手続きは不要です。	

※マイナンバーカードについて、住所確認を含む本人確認書類等として利用される場合は、お早めにお手続きください。

※特別永住者証明書（特定特別永住者証明書）及び在留カード（特定在留カード）について住所確認を含む本人確認書類等として利用される場合は、お早めにお手続きください。

国民健康保険・後期高齢者医療に関する手続き

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先	手続の時期	必要書類
	マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）	手続きは不要です。 引き続きマイナ保険証をご利用いただけます。		
	国民健康保険資格確認書	国保年金課	手続きは不要です。 新しい確認書等を後日郵送します。 旧住所のものは破棄してください。 ※「資格情報のお知らせ」は送付しません。	
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証			
	国民健康保険特定疾病療養受療証			
	後期高齢者医療資格確認書		手続きは不要です。現在の確認書をそのまま使用してください。 ※資格確認書の裏面に旧住所を記入済みで差替を希望する方は国保年金課までご連絡ください。	
	後期高齢者医療特定疾病療養受療証		手続きは不要です。 新しい証を後日郵送します。 旧住所のものは破棄してください。	

介護保険に関する手続き

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先	手続の時期	必要書類
□	要介護認定を受けていない方で新住所の介護保険被保険者証の交付を希望する方	介護保険課 吹上支所福祉グループ 川里支所福祉グループ	変更後速やかに	介護保険被保険者証、本人確認書類（*）
	要介護認定を受けている方の介護保険被保険者証	介護保険課	手続きは不要です。 要介護認定を受けている方については、新しい証を後日郵送します。 旧住所のものは破棄してください。	
	介護保険負担割合証			
	介護保険負担限度額認定証			

（*）本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）は旧住所のもので可

社会保険関係の手続き

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先	手続の時期	必要書類
☐	厚生年金・共済組合加入者及びその配偶者(第3号被保険者)	勤務先	変更後14日以内	勤務先にご確認ください。
☐	老齢厚生・老齢基礎・障害・遺族・寡婦年金受給者	大宮年金事務所 ☎048-652-3399	変更後14日以内 マイナンバーと基礎年金番号が結びついて いる方は手続き不要です。(※)	
☐	共済年金受給者	各共済組合	各共済組合にお問い合わせください。	
☐	農業者年金受給者	JA ほくさい川里中央支店 独立行政法人農業者年金基金 ☎03-5919-0331	変更後14日以内	届出書、年金証書
	国民年金第1号被保険者	国保年金課	手続きは不要です。 納付書はそのまま使用してください。	

(※) 日本年金機構に住所変更が自動で行われないよう申出をされている方は手続きが必要です。

市税に関する手続き

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先	手続の時期	必要書類
	固定資産税・都市計画税	税務課	手続きは不要です。 発行済の納税通知書、申告書、納付書 はそのまま使用してください。	
	市県民税			
	軽自動車税			
	法人市民税			

★鴻巣市外の市区町村に土地や建物を所有している方は、納税通知書等が届かなくなる場合がありますので、該当市区町村へご自身で住所変更のご連絡をお願いします。

☆「原動機付自転車・小型特殊自動車 標識交付証明書」について、新住所（新所在地）が記載されたものを希望する場合は、税務課までお問い合わせください。

福祉に関する手続き

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先	手続の時期	必要書類
☐	身体障害者手帳	障がい福祉課 吹上支所福祉グループ 川里支所福祉グループ	変更後速やかに	手帳、本人確認書類(＊)
☐	療育手帳			
☐	精神障害者保健福祉手帳			自立支援医療受給者証、本人確認書類(＊)
☐	自立支援医療受給者証 (精神通院・更生医療・育成医療)			
	障害福祉サービス受給者証・通所受給者証	障がい福祉課	手続きは不要です。 新しい受給者証等を後日郵送します。 旧住所のものは破棄してください。	
	重度心身障害者医療費受給者証			
	生活保護受給者証	福祉課		

(＊)本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）は旧住所のもので可

子育てに関する手続き

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先	手続の時期	必要書類
	こどもの医療費受給者証	子育て支援課	手続きは不要です。 新しい確認書等を後日郵送します。 旧住所のものは破棄してください。	
	未熟児養育医療受給者証			
	ひとり親家庭等医療費受給者証		手続きは不要です。 新しい確認書等を次年度の判定後(12月)に郵送します。	
	児童扶養手当証書			
☐	保育園・認定こども園・幼稚園	通所（通園）先	通所（通園）先へご確認ください。	
☐	市内の小・中学校	各学校	新住所を担任の先生に伝えてください。	
☐	市外の小・中学校		各学校へご確認ください。	
☐	高等学校、専門学校、大学等			
☐	放課後児童クラブ	各施設	各施設へ直接ご確認ください。	

公的な市民サービスに関する手続き

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先	手続の時期	必要書類
☐	鴻巣市立図書館利用者カード	市内のいずれかの図書館(鴻巣中央、吹上、川里)	変更後速やかに	鴻巣市立図書館利用者カード 本人確認書類(**)
☐	鴻巣市公共施設予約システム登録情報	利用している公共施設	初回利用時まで	本人確認書類(**)
	鴻巣市デマンド交通運行利用登録証(デマンド交通ひなちゃんタクシー利用登録証)	自治振興課	手続きは不要です。 新しい利用登録証を後日郵送します。 旧住所のものは後日返却してください。	
	このす乗合タクシー利用登録内容変更		手続きは不要です。 登録内容の住所を新住所に変更します。	
	上下水道使用者情報	経營業務課	手続きは不要です。 発行済みの納付書はそのまま使用してください。	
	犬の登録	環境課計画担当	手続きは不要です。	

(**)本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)は新住所記載のもの

自動車関連の手続き

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先	手続の時期	必要書類
☐	自動車運転免許証	運転免許センター ☎048-543-2001	変更後すみやかに	詳細は、問い合わせ先にご確認ください。
☐	軽自動車以外の自動車、自動二輪車(126cc以上)	関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2027		
☐	軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎050(3816)3112		

その他の手続き

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先
☐	勤務先など	各勤務先等へご確認ください。
☐	金融機関、各種有価証券、国債、クレジットカードなど	各金融機関、契約会社等へご確認ください。
☐	電気、ガス、電話、携帯電話、インターネット、NHK など	各事業所、契約会社等へご確認ください。
☐	生命保険、火災保険、地震保険、自動車保険、損害保険など	各契約会社等へご確認ください。
☐	各種免許、許可・認可証など	許可・認定会社等へご確認ください。
☐	旅券（パスポート）	「所持人記入欄」または「緊急連絡先」に住所を記載している方はご自身で 2 本線で消し（修正液等の使用は不可）新しい住所を記入してください。 ※「所持人記入欄」は 2020 年 2 月以降に発給された旅券から廃止されています。

法人（事業主）の手続き

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先	手続の時期	必要書類
☐	労働保険関係	一元適用事業所： 労働基準監督署 二元適用事業所： ハローワーク	変更日の翌日から 起算して 10 日以内	詳細は、問い合わせ先にご確認ください。
☐	雇用保険関係	ハローワーク		

【3】 土地・建物の不動産登記手続について

土地・建物の登記

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先	手続の時期	必要書類
	不動産の所在 (表題部)	さいたま地方法務局 鴻巣出張所 ☎048(541)0776	手続きは不要です (区画整理登記で変更します)	
☐	不動産の所有者の住所 変更 (権利部)		詳細は、問い合わせ先にご確認ください。	

土地や建物の不動産登記簿の表題部につきましては、区画整理登記により新しい町名地番及び家屋番号に自動的に変更となりますが、権利部（所有者欄）の住所は自動的に変更されませんので、ご自身で変更手続きをする必要があります。

★換地処分の公告日から3か月程度は、登記閉鎖期間中のため手続きができませんのでご注意ください。

★地区外にも土地や建物を所有している方は、上記と同様に、ご自身で変更手続きをする必要があります。

区画整理を理由とする住所変更登記申請については、令和8年11月24日（火）以降に郵送する『住所変更証明書』を添付することで登録免許税が免除されます（司法書士等に依頼する場合は別途費用がかかります。）

証明書が不足した時は、令和8年11月24日（火）以降に、市役所市民課・吹上支所市民グループ・川里支所地域グループで『住所変更証明書』を無料で交付します。（交付には本人確認書類等が必要です）

会社・法人の登記

✓	手続内容	手続先・問い合わせ先	手続の時期	必要書類
☐	商業登記や法人登記の 本店及び支店の所在地	さいたま地方法務局 本局 ☎048(851) 1000	詳細は、問い合わせ先にご確認ください。	
☐	商業登記や法人登記の 代表者等の住所			

★住所変更登記申請の際に必要な法人の『所在地番変更証明書』については、個別に対応しますので市街地整備課（区画整理事務所）までご連絡ください。

★不動産所有者の住所・氏名の変更登記の義務化★

令和8年4月1日から不動産所有者の住所・氏名の変更登記については法律で変更日から2年以内に変更の登記をすることが義務化されました。

また、住所変更登記が義務化されることと併せて、所有者の負担軽減のため、所有者が変更登記の申請をしなくても、登記所が住民基本台帳ネットワークシステムの情報を検索し、これに基づいて職権で手続きを行う「スマート変更登記」も利用可能です。

「スマート変更登記」の詳細については、法務省ホームページ内の特設ページをご確認ください。

法人も!

不動産の所有者の方へ

住所・名前の変更登記が義務化されます

令和8年4月1日から

POINT 1 住所・名前の変更の日から **2年以内**に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります

POINT 2 **義務化前**の変更も対象!

※義務化前に住所・名前に変更があった場合は、令和10年3月末までに登記する必要があります

POINT 3 **スマート変更登記**でらくらく安心!

※かんたん・無料の手続きをしてあげば、その後は法務局で住所・名前の変更登記をします

スマート変更登記のご利用方法は裏面をご覧ください

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ
住所等変更登記

法務局

登記されている住所・氏名に変更があった方へ



スマート変更登記のご利用方法

個人の方 **検索用情報の申出をするだけ!** (詳しくはこちら ▶)

1 令和7年4月21日より前に不動産の所有者として登記されている場合
Webブラウザで
①住所 ②氏名ふりがな ③生年月日 ④メールアドレス
を正確に入力して提出する

2 令和7年4月21日以降に不動産の所有者として登記する場合
登記の申請書に
①新たに所有者となった方の氏名 ②氏名ふりがな ③生年月日 ④メールアドレス
を記載して申請する

変更登記の流れ
所有者 → ①検索用情報の申出 (無料) → ②変更の意思や確認 (メール) → ③本人の了解 → 法務局 → ④職権で変更登記 (非課税) → ⑤定期的な検索 → 住民ネット

法人の方 **会社法人等番号の申出をするだけ!** (詳しくはこちら ▶)

1 令和6年4月1日より前に不動産の所有者として登記されている場合
オンラインで
①会社法人等番号
を正確に入力して提出する

2 令和6年4月1日以降に不動産の所有者として登記する場合
登記の申請書に
①新たに所有者となった方の名称 ②住所 ③会社法人等番号
を記載して申請する

変更登記の流れ
所有者 → ①会社法人等番号の申出 (無料) → 法務局 → ②通知 → ③職権で変更登記 (非課税) → ④法人登記システム

日本国外に居住している方や会社法人等番号のない法人は、スマート変更登記をご利用できないため、住所・名前に変更があった場合には、「住所等変更登記の申請」をする必要があります。

住所・名前の変更登記について知りたいときは

全国の法務局では、**手続案内(予約制)**を行っています

各法務局の案内についてはこちらから

ウェブ登記予約案内についてはこちらから

専門家(司法書士、弁護士)に相談したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ

日本弁護士会連合会のホームページ

法務省

スマート変更登記のご利用方法



【4】 其他のお知らせ

コンビニ交付サービスの休止について

令和8年11月21日（土）から11月23日（月）までの間は、データ更新のため、すべての証明書の発行を休止します。

市役所からの郵便物について

市役所からお送りする各種の通知等が、事務処理の都合上、変更前の住所で郵送される場合がありますので、ご了承ください。

ごみの収集

ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

「住所変更のお知らせ用はがき」について

新しい住所・郵便番号をご親戚やお知り合いの方等へお知らせするための「住所変更のお知らせ用はがき」が、日本郵便(株)より無料提供される予定です。

住所変更後、当分の間は変更前の住所（旧住所）が書かれた郵便物でも配達されますが、住所が変更されたことをお知らせする際にご利用ください。

なお、郵便局への住所変更手続は必要ありません。

関係機関連絡先一覧

関係機関名	連絡先（代表）	所在
鴻巣市役所 本庁舎・新館	048-541-1321	鴻巣市中央 1-1
吹上支所	048-548-1211	鴻巣市吹上富士見 1-1-1
川里支所	048-569-1111	鴻巣市広田 3141-1
鴻巣中央図書館	048-541-1075	鴻巣市本町 1-2-1 (エルミここのすアネックス 1 階)
吹上図書館	048-548-7522	鴻巣市吹上富士見 1-1-1
川里図書館	048-569-3030	鴻巣市関新田 1281-1
鴻巣市パスポートセンター	048-577-3948	鴻巣市本町 1-2-1 (エルミここのすアネックス 3 階)
運転免許センター	048-543-2001	鴻巣市鴻巣 405-4
さいたま地方法務局 鴻巣出張所	048-541-0776	鴻巣市中央 27-27
さいたま地方法務局 法人登記部門	048-851-1000	さいたま市中央区下落合 5-12-1 (さいたま第 2 法務総合庁舎)
関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所	050-5540-2027	熊谷市御領威ヶ原字下林 701-4
軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所	050-3816-3112	熊谷市新堀字北原 960-2
日本年金機構 大宮年金事務所	048-652-3399	さいたま市北区宮原 4-19-9
日本郵便(株) 鴻巣郵便局	0570-943-966	鴻巣市東 4-1-5



令和8年10月

鴻巣市 都市建設部 市街地整備課

広田中央特定土地区画整理事務所



(区画整理事業のページ)



(市街地整備課のページ)